

議案第 6 0 号

平成 2 5 年度瑞穂町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 5 年度瑞穂町下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書を付して議会の認定に付します。

平成 2 6 年 9 月 1 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

瑞都都発第1408号
平成26年9月1日

瑞穂町議会
議長 石川 修 様

瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成25年度決算における資金不足比率を次のとおり報告します。

記

資金不足額	事業の規模	資金不足比率 資金不足額／事業の規模	経営健全化基準
千円 — (資金剰余額13,987)	千円 575,632	% —	% 20

備考： 本表中、資金不足がないため資金不足比率はマイナスの数値のため、「—」表示となっています。

参考数値として資金不足比率数値は、△2.43%です。

平成 2 5 年度瑞穂町下水道事業特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第 2 3 3 条第 2 項の規定により、平成 2 5 年度瑞穂町下水道事業特別会計歳入歳出決算を審査した結果、その意見は次のとおりである。

1 審査対象

平成 2 5 年度瑞穂町下水道事業特別会計歳入歳出決算

2 審査期日

平成 2 6 年 7 月 2 5 日（金）

3 審査の手続

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手続きにより審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された決算書類は、地方自治法、会計諸規則、法令等に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、正確であり、内容も適正であることを確認した。

5 決算の概要と総括意見

本年度の決算状況は、決算書で示すように、歳入総額 8 億 7, 0 9 1 万 6, 1 2 1 円、歳出総額 8 億 4, 2 3 0 万 5, 9 0 8 円で、歳入歳出差引残額 2, 8 6 1 万 2 1 3 円となり、翌年度へ繰り越す財源となっている。

なお、平成 2 5 年度は、繰越明許費繰越額が 1, 4 6 2 万 3, 0 0 0 円生じたため、実質繰り越す財源は、1, 3 9 8 万 7, 2 1 3 円となる。

歳入の状況は、収入済額が 8 億 7, 0 9 1 万 6, 1 2 1 円で、前年度と比較すると 4. 1 1 % の減であり、調定額に対し 9 8. 5 3 % の収入率である。

収入のおもなものは、収入全体の 5 2. 3 0 % を占める使用料及び手数料、3 5. 6 4 % を占める一般会計からの繰入金等である。

歳出の状況は、支出済額が 8 億 4, 2 3 0 万 5, 9 0 8 円で、前年度と比較すると 5. 0 5 % の減であり、予算現額に対し 9 5. 0 0 % の執行率である。

支出のおもなものは、総務費では下水道使用料徴収事務委託料、管渠、マンホール、汚水枳等補修工事、駒形ポンプ場電気設備更新工事及び多摩川上

流水再生センター維持管理負担金等、事業費では公共下水道事業委託料、公共下水道管渠布設工事等、公債費では公共下水道事業債償還金及び流域下水道事業債償還金である。

以上が決算の概要であるが、本年度においても、健全な下水道事業運営が行われたものと認められる。

また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における公営企業の経営の健全化における資金不足比率の報告を7月17日に受けたため、7月25日の決算審査終了後、資金不足比率について審査した結果、資金不足は生じていないと認められた。

今後も引き続き社会経済の動向等に留意し、公営企業の独立採算の意識をもって経営努力され、町民の更なる要望と期待、また信頼に応えられる下水道事業の運営のため、なお一層の努力を望む。

平成26年8月11日

瑞穂町長 石塚 幸右衛門 様

瑞穂町監査委員 原 島 茂 樹

同 青 山 晋